

謹啓 時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

貴団体を始め会員企業の皆様には、本県における産業労働政策の推進につきまして、日頃格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、県内に就職を希望する多くの高校生、大学生等の若者や、高齢者などの雇用の維持・拡大に努められていることに対しても、深く感謝申し上げます。

さて、本県の雇用情勢につきましては、有効求人倍率が1.2倍台に達するなど改善の動きが続いているものの、全国水準には至っておらず、障害者を取り巻く雇用環境も厳しい状況となっており、秋田労働局が12月に発表した本県の「障害者雇用状況」によれば、今年度の障害者実雇用率は1.90%と、貴団体をはじめとする関係機関の御協力により昨年度の1.84%を上回り、4年連続で過去最高となったものの、法定雇用率の2.0%には届かず、292の企業が未達成となっている状況にあります。

障害者雇用促進法では、事業主の責務として「障害者である労働者の有する能力を正當に評価し、適当な雇用の場を与えるよう努めなければならない。」と規定されている他、平成28年4月から雇用の分野における障害者差別の禁止、合理的配慮の提供義務の規定が施行されました。また、最近の精神障害者の雇用の進展等を踏まえ、平成30年度からは精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えることに法律改正されており、秋田県並びに秋田労働局といたしましても、関係機関等と一体となって、障害者の雇用環境の整備に向けた施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

貴団体におかれましては、この時期を障害者雇用率達成の機会と捉え、障害者が一人でも多く県内に就職できるよう、採用職域の拡大と求人提出について、会員の企業に周知していただくようお願い申し上げます。

末筆ながら貴団体と会員企業の一層の御発展をお祈り申し上げます。

敬白

平成29年2月13日

大館北秋商工会
会長 吉原 秀吉 様

北秋田地域振興局長 水澤



大館公共職業安定所長 花田 幸隆



秋田県立比内支援学校長 佐藤 正好

